

創業したい

創業計画書を作りたい

創業で使える補助金は?

特定創業支援等事業を利用したい

創業はしたけれど軌道に乗らない

副業を考えたい

創業資金の申し込みは?

開業準備・手続きは?

それ、全部



# 川口商工 会議所へ 相談だ!!!

## 対象

創業前から創業後5年  
までの方

(創業後には開業届または登記簿謄本(写)  
のご提出をお願いしています。)

ご相談は  
無料です

## 特定創業支援等事業

川口商工会議所では、川口市、鳩ヶ谷商工会、公益財団法人川口産業振興公社、公益財団法人埼玉県産業振興公社（創業・ベンチャー支援センター埼玉）と連携して特定創業支援等事業を実施しています。

※詳しくは裏面をご覧ください。

## 川口商工会議所中小企業支援課

〒332-8522 川口市本町 4-1-8 川口センタービル8階  
TEL/048-228-2220

URL

<https://www.kawaguchicci.or.jp/>

川口商工会議所 創業





# 特定創業支援等事業のご案内

## 川口市の特定創業支援等事業とは ...

川口商工会議所など、  
各連携支援機関で実施している事業経営に必要な知識を習得することを目的とした窓口相談やセミナーのことを指します。



## 優遇措置 「特定創業支援等事業」による支援を受けることのメリット

《以下のメリットを受けるためには、「特定創業支援等事業による支援を受けた証明書」が必要です》

### ① 市内で会社設立時の登記にかかる登録免許税の減免

(例：株式会社 最低税額 15万円の場合→7.5万円)

※他の市町村で創業または会社を設立する場合には、川口市が交付する証明書では登録免許税の軽減を受けることができません。川口市外で設立される場合は、各自治体へお問い合わせください。

### ② 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が通常創業 2か月前から対象のところ、事業開始の 6か月前から前倒しで申し込みが可能。

### ③ 日本政策金融公庫新創業融資制度にかかる要件緩和など

新規開業資金を利用する場合、貸付利率の引き下げの対象に。

※いずれの融資も、別途審査があります。

### ④ 小規模事業者持続化補助金「創業枠」による補助上限額アップ

(通常枠上限 50万円→創業枠 200万円)

都度、公募締切時から起算して過去 3か年の間に受け、かつ、過去 3か年の間に開業した事業者であること。



ご自身が川口市の特定創業支援等事業の利用による優遇措置を受けることができる対象に該当されるかご判断に迷われる場合は、川口市経済部経営支援課経営支援係（電話番号 /048-258-1647）までお問い合わせください。

\*創業窓口相談については、川口市外に在住の方でも参加できます。

